

期日指定定期預金規定（自動継続以外）

【期日指定定期預金規定（自動継続以外）】

1.（預金の支払時期等）

- (1) 期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書表面記載（通帳式の場合は、通帳記載）の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、証書表面記載（通帳式の場合は、通帳記載）の据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前項による満期日の指定がない場合は、証書表面記載（通帳式の場合は、通帳記載）の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 第2項により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定はなかったものとして、指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - ① 1年以上2年未満
証書表面記載（通帳式の場合は、通帳記載）の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上
証書表面記載（通帳式の場合は、通帳記載）の「2年以上」利率（以下「2年以上利率」といいます。）
 - (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
 - (3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
 - (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- この他、「定期預金共通規定」を参照ください。

以上

(2020年4月1日現在)